

第3学年 LHR  
「消費者トラブルに負けない力をつけよう」

1 学校名・職氏名

山口県立西京高等学校 教諭 亀永 浩一 教諭 田中 翔太

2 生徒

3学年 普通科(一) 115名 普通科(体育コース) 38名  
総合ビジネス科 39名 情報処理科 39名 計231名

3 学習指導案

(1) 題材名

消費者トラブルに負けない力をつけよう

(2) 題材の目標

- 消費者として、社会をたくましく生きる能力を身に付ける
- 消費者トラブルについて知る
- 消費活動において、問題意識を持って主体的に活動する大切さを知る

(3) 指導観

① 生徒観

おとなしくまじめな学年である。興味関心のあることに対しては、積極的に取り組む。大部分の生徒の進路が決まり、2月から家庭学習に入り、久しぶりの登校日ということもあり、少し落ち着かないところもあるかもしれない。

② 教材観

消費者トラブルの紹介をし、知識を増やし、トラブルに巻き込まれないことも大切であるが、「契約」することによって権利・義務が生まれる。批判的に物事をとらえ、権利の主張をクレームという形で行動できる消費者になる。また、消費活動を通して、社会問題、環境問題等に踏み込んで考えることが大切であることを理解する。

③ 指導観

約230人の生徒が対象で、また柔剣道場の畳の上に座る形で授業が行われるので、生徒の集中力を切らさないために工夫がいと考えられる。本時の予習として、朝のHRでアンケートを実施したり、○×クイズで札を上げたり生徒教員参加の寸劇を入れるなどをする。

(4) 本時案 (LHR 50分1回のみ)

① 目標

消費活動の社会的意義を知り、現在起こっている消費者トラブルを理解し、高校卒業後トラブルに巻き込まれないような知識を身に付けさせ、巻き込まれた時の対応策について知る。

② 準備

授業予習アンケート、○×の札、消費者力アップガイドブック、パソコン、スクリーン、プロジェクター、DVD

### ③ 学習過程

学習の過程		
項目	学習内容・ねらい	教材・指導法
導入 消費者センスの確認	・トラブル危険度診断をする	・朝の HR で配布したプリント 使って自分の危険度を把握 する
消費者として知っておきたい こと	・〇×クイズ3問に答える	・各自で考えさせ〇×の札を上 げる
展開 消費者トラブルの事例	・DVD を視聴 悪質なマルチ商法  ・演劇部による劇 デート商法  ・消費者トラブルの紹介 詐欺的な商法サクラサイトの ひとつ「占いサイト」	・様々なトラブルに対し、 ①個人情報を教えない ②断る勇気を持つ ③第三者に相談する を理解する
本時のまとめ 消費者としての役割	・トラブル回避だけでなく、消費 活動の取組の理解	・主体的に消費活動に取り組み、 周りに流されない
消費者トラブルの解決方法	・消費者トラブルの解決方法を 知る	・消費生活センターにまずは相談 し解決策を図る ・本時の最大の目的トラブルに巻 き込まれないことを押さえる

## 《資 料》

### 【授業の流れ】

#### 導入（5分）

朝の HR でのプリントの判定を確認

#### 1) 3つの質問（10分）

- ・宅配ピザを注文したが、広告の写真とあまりにも違っていたので、店に抗議を  
かさないか

○か× → ○

- ・アダルトサイトの年齢確認ボタンをクリックしただけで、高額な利用料を請求され  
た。パソコン画面には、支払わないと裁判を起こすという、サイトの業者からの警  
告が表示された、解決するためにサイトに連絡をとる

○か× → ×

未成年者取り消しについて（この言葉について説明）

- ・結婚しているが、まだ18歳の女性が結んだエステの契約について未成年取り消  
しができるか

○か× → ×

#### 2) ビデオ（マルチ商法）（9分）

「消費者トラブル惨英傑？」 第3章 徳川家康 悪質なマルチ商法  
（名古屋市消費生活センター制作）

#### 3) 演劇部による（デート商法）（約10分）

県消費生活センターが提供した、消費者トラブルのシナリオと DVD を参考に西京高等  
学校演劇部がシナリオ作成、演劇。

#### 4) 詐欺的な商法サクラサイト「占いサイト」説明（10分）

時間によっては、悪質ポイントサイト（牛角やマクドナルド等）の説明

#### 本時のまとめ（5分）

- ・消費活動について
- ・消費者トラブルの解決方法  
断る勇氣  
第3者に相談  
消費生活センターに相談

## 【トラブル危険度診断】

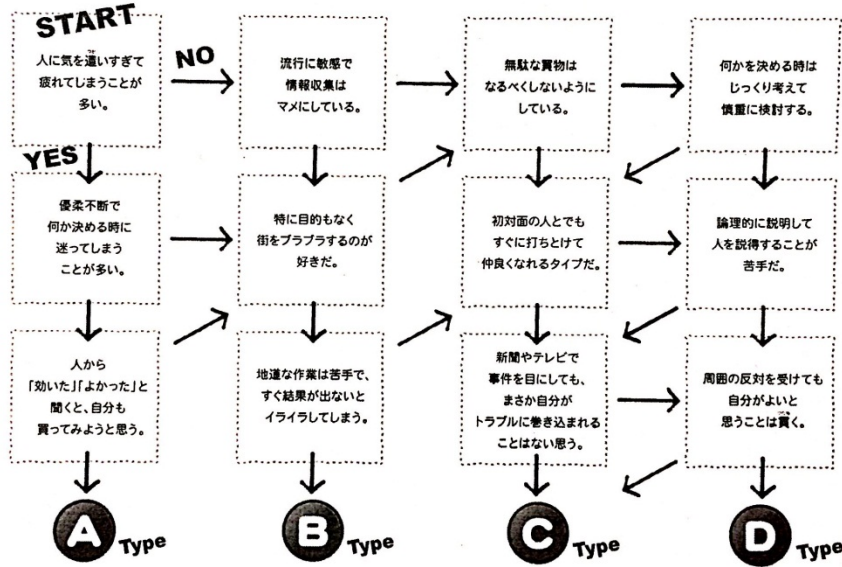
「消費者トラブルに負けない力をつけよう」 事前アンケート

3年( )組( )

トラブル危険度診断

### あなたはどのタイプ？

あなたの性格と注意が必要な消費者トラブルは…



上記の診断の結果から、あなたが最も当てはまるタイプを知り、傾向と対策を考えよう。

※「もしあなたが消費者トラブルにあったら…消費者センスを高めよう！」(消費者庁) 抜粋

## 【パワーポイント抜粋】

### 消費者トラブルに負けない力をつけよう

山口県立西京高等学校 3年 LHR  
2月21日(火) 9:40~10:30  
場所 柔剣道場

### 今日のアンケート結果

#### A TYPE

人の意見に流されやすいタイプ

控えめで自己主張が苦手なあなたは、相手の意見に左右されやすいかもしれません。悪質業者から強引な勧誘をされた時でも、しっかり意思表示できるように日ごろから練習しましょう。

### 消費生活における ○×クイズ

#### 問(1)

宅配ピザを注文したが、広告の写真とあまりにも違っていた。

店に抗議をするかしないか？

- … する
- ×… しない



### 消費生活における ○×クイズ

答え ○

#### 大事なポイント

消費者の権利と責任を理解し、それに沿った消費行動ができる

## 消費者トラブル事例 I

DVD

「消費者トラブル惨英傑？」



徳川家康

悪質なマルチ商法

## 消費者トラブル事例 II

演劇部3年による創作劇

「デート商法」

脚本 吉田 早希  
監督 高藤 花凜  
主演 田中 翔太



## 本時のまとめ

「契約」は法的な責任が生じる約束

- ・ いらぬものは「いりません」とはっきり断る
- ・ 呼び出しや甘い誘いには簡単には乗らない
- ・ すぐに契約をせず、信頼できる人に相談
- ・ 個人情報をお安易に提供しない

消費者力(知識)を身に着け、

→ **疑問に思うことが大切**

契約のトラブルや商品の苦情など、  
消費生活に関する困ったことは  
最寄りの消費生活センターに相談  
しよう



## 【アンケート】

3年生消費者教育「消費者トラブルに負けない力をつけよう」アンケート

H29.2.21

3年( )組( )番( )

(1) ワンクリック詐欺(不当請求)について

- ・ 理解できた
- ・ 理解できなかった

(2) 未成年取り消しについて

- ・ 理解できた
- ・ 理解できなかった

(3) マルチ商法について

- ・ 理解できた
- ・ 理解できなかった

(4) デート商法について

- ・ 理解できた
- ・ 理解できなかった

(5) 占いサイトのトラブルについて

- ・理解できた
- ・理解できなかった

(6) これからの消費活動を考えるきっかけに

- ・なった
- ・ならなかった

(7) 意見・感想


#### 4 指導上の工夫

約230人の一斉授業を行うので、生徒の興味関心を引きつけることを考えた。朝のSHRで導入のアンケートを行い、自分の消費生活における特性を理解する。○×クイズで、授業に主体的に参加させる。また、演劇部の生徒と若手教員との寸劇で盛り上げる等の工夫をした。

#### 5 成果と課題

##### (1) 成果

消費者トラブルの事例3つについて、ある程度理解できたと思う。特に演劇部の劇の中でも消費生活センターの役の生徒がクーリング・オフや、トラブルに巻き込まれないための方法など説明がしっかりあり生徒の心に残ったと思われる。

##### (2) 課題

今回の企画は、2回の検討会議を開いて、消費生活センターの協力をいただき、ある程度の授業ができたが、学校の教員が検討し授業をしていくのは大変だと思う。また、3年のこの時期にやったということもあり、演劇部の寸劇というものを組み入れることができたが、普段の授業の中で、この企画を盛り込むことは難しいと思われる。

#### 6 授業検討会での意見

##### (1) 授業実施前に学習指導案の検討を行った際の主な意見

○約230人と大人数なので、生徒がどこまで参加、集中できるかがポイント。あらかじめ生徒に「○」「×」の紙を配布し、クイズを出題してあげさせるなど考えさせることが大事。いずれにしても、生徒に批判的な思考を育てることが大事。演劇部に依頼して寸劇などすると面白い。

- 契約トラブルの紹介だけでなく、マルチ商法などでは被害者が加害者になることもあり、人間関係を崩すことになる。このあたりを考えさせることが大事。
- 何か実際に起きていることを事例紹介の題材にするとよい。
- ホームルームでイントロダクションをするのはよいと思う。授業への心構えができる。
- 「○×クイズ」の趣旨が生徒全体に伝わるかが心配。しっかり解説をして、配布物でも配った方がよい。
- 契約がどういうものかをしっかり伝えないといけない。なぜ、しっかり断らないといけないのかをいけないかが伝わらない。宿題を忘れたのとどう違うのかを伝えないといけない。

## (2) 授業実施後の主な意見

- 朝のホームルームで、トラブル危険度診断を行っていたので、スムーズに授業に入っていた。
- 演劇部の寸劇などがあり、授業に広がりがあった。
- 導入のクイズで、先生が実際に体験されたことを話されていたので、生徒が興味深く聞いていた。
- 「事例がリアル」と言っていた生徒もいた。エステなど自分に関連する事例はしっかり聞いていた。
- マルチ商法が、被害を受けるだけでなく、加害者にもなることを表現できてたのがよかった。

## 7 消費者教育アドバイザーの総評

### (1) 消費者教育アドバイザー

横浜国立大学 教授 西村 隆男

### (2) 総評

#### ① 授業の特徴

西京高校での消費者教育の授業実践は通常の間割に基づいた教室での授業とは異なり、卒業目の前に控えた高校3年生のいわば社会人準備教育として計画された。また、3年生全員231名全体を一堂に会して実施するもので、柔剣道場という広い空間で行われることになった。その意味では、どのように大人数の生徒らに興味を持たせて、指導する内容が効果的に伝わるのか、相当な工夫を必要とすることが想定された。

いかに自分自身の問題として捉えさせるか、トラブルを回避させることができるか、トラブルに直面したときに、必要な対応ができるかなどを軸に展開することとした。

#### ② 事例の活用と消費生活センターの協力

検討会での最初の議論では、高校生が身近に感じることに事例を取り上げることが有効との意見が多く見られ、消費生活センターより情報の提供をお願いした。とくに若年者に多い消費者トラブル(架空請求やエステ勧誘商法、サクラサイトなど)の実際の新しい事例を学校側に紹介することで、授業当日に指導される教員の理解を得ることができた。消費生活センターからは、その他にも関係する資料、パンフレットなどの提供もあって、一体となって授業を作っていく関係性が形成されたことが今回の成果でもあったと思われる。

#### ③ クイズ形式の採用やビデオ上映

授業の冒頭での○×クイズでウォーミングアップを行い、全体の授業内容への動

機づけを図ったことは導入として有効であった。あらかじめ○と×を表裏に印刷し、クイズを行った。このクイズも3問に絞ったところにも適切な判断があったと思われる。大人数の授業では、集中が切れやすいので、○×の用紙を高く持ち上げる動作は脳の活性化にもよいのだろう。

また、同時にマルチ商法をテーマとする若者向けのビデオ（名古屋市作成）の上映も関心を持ってもらうのに一役を買った。ただ、1クラスの授業と異なり、10分弱のビデオでも全員が集中してみることは予想以上に難しいところも見られた。

#### ④ 資源としての演劇部の活用

今回の授業のハイライトは、生徒への興味づけとして、検討会で提案させてもらった、現役演劇部によるデート商法の演技の導入であった。しかも、若い先生を被害者に配役して展開する生徒独自のシナリオがなかなかの臨場感あふれる演技とも相まって、50分の授業の最高に盛り上がりを見せる場面であった。

授業全体のメリハリをつけるのにあたり、さまざまな工夫や仕掛けのあふれたものとなった。授業の目的意図からして、消費者トラブルとはどんなものか、特別なものでなく、意外にも身近にあって、それらに私たちは意識的に対峙しなければならないことを学ぶ好機になったと思われる。

若い先生ののりのよさも、会場の生徒らの多くから爆笑を誘うほど、迫真に満ちた演技で3学年をあげて今回の授業に取り組んだ姿勢が見て取れた。

#### ⑤ 授業後の感想

もし、今回の授業が学校側だけの一行事として、外部講師の活用により行われたとしたら、どれだけの成果があっただろうか。例えば消費生活センターの相談員あるいは職員の方が学校に来訪して、最近のトラブル時事情を講話として行うことが考えられる。現実、そうした例は各地で多く見られている。今回は検討会として、関係者により自由討議形式で意見交換をしながら、学校事情に合わせてこの授業を作り上げていく共同作業が、一定の成果をもたらしたものと考えられる。

クイズのアイデア、クイズの内容、上映ビデオの選択、演劇部活用のアイデアなど、すべて検討会が開催されたからこそのことである。授業指導に当たられた学年主任の担当教科が数学と伺い、初回の検討会ではどうしたものかと不安もよぎったものの、先生方の努力、検討会メンバーの闊達な意見交換などによって素晴らしい授業を終えることができたと思う。他校での同様の学年行事としての実施を検討する際には、大いに参考になるだろう。